

～今後も水防災意識社会の再構築を目指し、**57の取り組みを継続**していく～

- ① 今回のフォローアップ調査にて聞き取りを行った「優先する取組み」について、各機関において着実にメリハリをつけて取組み、主に質的向上を図る。
- ② 各機関における取組みの支援のため、先進的に取組みを行っている機関と、取組みに関して課題を抱えている機関のマッチングを行い、意見交換等を行っていく。
- ③ 令和5年度の重点的に取り組んできた「No.36 教員を対象とした講習会の実施」、「No.22 要配慮者者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進」については、引き続き、進めていく。
- ④ 協議会・幹事会の場だけではなく、ポータルサイト等を活用して随時、最新の優良事例を共有していくことで、各機関の取組みの推進を図る。

# 令和5年度 利根川上流大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会 概要

## (令和6年2月28日開催)

### 1. 令和5年度フォローアップ調査結果 (資料-6参照)

- ◆ 57の取組みに対し、殆どの機関では継続し実施している
- ◆ 水防法、災害対策基本法等で実施義務のある優先的に実施すべき取組みでは、以下の取組み状況が低調であり、各機関において取組みを進めていく必要がある (p5)
  - 「No.28 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知」 (R4年度65%、R5年度65%)
  - 「No.36 教員を対象とした講習会の実施」 (R4年度67%、R5年度69%)
- ◆ 質的向上 (各機関で概ね取り組まれているが、達成レベルが低い状況) を図る必要な取組みについては、他機関の取組み事例を参考に実効性のある取組みに着手する必要がある (p6~8)
- ◆ 進捗率向上を目指す取組みでは、民間企業が実施主体となる、以下の取組み状況が低調
  - 「No.24 大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進」 (R4年度24%、R5年度22%)
  - 「No.54 水害に対応した企業BCP策定への支援」 (R4年度25%、R5年度25%)

### 2. 令和5年度の重点的な取組み (R4年度フォローアップを受けて) (資料-6参照)

- ◆ 「No.36 教員を対象とした講習会の取組み」の一環として水防災教育促進に向けた意見交換会を開催 (p10~11)  
参加機関：利根川上流沿川で取組みを進めている10自治体の防災部署及び教育部署職員
  - 授業では小学校4年生社会科で実施が多数。総合の時間でも補完的に実施。
  - 授業への取り込みは教員の判断に委ねられている場合が多い。
  - 茨城県では県主導の安全教育研修に各校代表者が受講し、校内で共有。
  - 現時点で防災講習は実施していない自治体でも、実施の意欲は感じられた。
  - 国交省防災教育ポータル認知度が低い
  - ポータルサイトの教材は授業や課題の一助として活用可
- ◆ 「No.22 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進」について (p12)
  - 避難計画は作成されているが、訓練については取組みが進んでいない状況。
  - 関東地整では昨年度「避難訓練の支援ツール」を作成し、説明会を実施。

### 3. 第2期後半で優先する取組み (p13~15)

- ◆ 各自治体での取組み方針を聴取。「逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動の為の取組み」に注力。
- ◆ 「No.5 防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配付」では普及率の伸び悩み、防災行政無線の不達改善が困難なことから、情報伝達の多重化・多様性を図る発信方法を進めている自体がある (越谷市、上里町)